

賃 貸 借 契 約 書 (案)

大分県知事 佐藤樹一郎（以下「甲」という。）と、、、、、、（以下「乙」という。）とは、カード型障害者手帳発行用プリンタ等（以下「機器等」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙がその所有する機器等を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第2条 契約対象となる機器等の明細、数量及び導入場所は、別紙「仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額（契約期間における支払総額）は 円、（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 賃借料の月額、（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、各年度ごとの内訳については、下記のとおりとする。

令和7年度	円、
令和8年度	円、
令和9年度	円、
令和10年度	円、
令和11年度	円、
令和12年度	円、

（賃借料の支払い）

第5条 乙は、毎月末までに前月分賃料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の提出する適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を納付する。

(管理義務)

第7条 甲は、機器等を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第8条 甲は、機器等について盗難、滅失、毀損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(機密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運用上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報。

(2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの。

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(権利の移転)

第11条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(再委託の禁止等)

第12条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
- 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（義務違反の場合における損害賠償）

- 第13条 乙は、第14条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（契約の解除）

- 第14条 甲又は乙が、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - （1） 相手方が本契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
 - （2） 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。
 - （3） 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - （4） 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
 - （5） 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
 - （6） 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

(違約金)

第15条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(契約対象物件等の返還)

第16条 この契約の終了又は解除による契約対象物件等の返還に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 乙は甲から契約対象物件等の返還を受ける際、機器等内の個人情報情報を消去し、復元不能の状態とし、甲の確認を受けること。

(特約事項)

第17条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除する。

(協議)

第18条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

.....

.....